

事務連絡
令和元年 12 月 20 日

各都道府県地方創生担当部局
各都道府県市区町村担当部局 御中
各市区町村地方創生担当部局

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

令和 2 年度税制改正等を踏まえた地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用について

本日、「令和 2 年度税制改正の大綱」の閣議決定が行われ、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長が盛り込まれました。

今回の税制改正は、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業及び地方公共団体の双方にとってより使いやすい仕組みとし、地方創生の取組を後押しすることを目的とするものです。貴団体におかれては、抜本的な手続の簡素化等が図られることを十分踏まえ、本税制を積極的にご活用いただくとともに、これまで以上に、企業とのパートナーシップの構築や地方創生に効果の高い事業の企画・実施に注力いただき、地方創生の取組を進めていただきますようお願いいたします。特に、企業に対する寄附の働きかけに当たっては、全庁的な連携が重要と考えられますので、本事務連絡の内容について、財政担当部局をはじめ、関係部局と共有されるようお願いいたします。

ついでには、別紙 1 のとおり、今回の税制改正の内容をお知らせするとともに、参考までに、別紙 2～4-2 のとおり、関連資料を送付いたします。別途、本日付けで発出している「第 55 回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）」（内閣府地方創生推進事務局事務連絡）と併せて、申請の際にご確認ください。

また、別紙 5 のとおり、本税制との連携による地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を実施（所管：厚生労働省）することとなりましたので、お知らせいたします。詳細については、1 月上旬に発出を予定している事務連絡にて、改めて周知させていただきます。

なお、本事務連絡は関係法令の公布・施行後、速やかに事業を開始できるように、事前に募集の手続を行うことを踏まえ、情報提供を行うものです。今後内容等が変更になることもあり得ますのであらかじめご了承ください。

【添付資料】

- 別紙 1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
- 別紙 2 地域再生計画の作成方法（ポイント集）
- 別紙 3 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業部分抜粋）
- 別紙 4-1、4-2
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する Q & A（第 7 版（未定稿））
- 別紙 5 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）と連携した地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の実施（予定）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎 8 号館 7 階
担当：高野、武内
電話：03-6257-1421
メールアドレス：kigyoun-furusato@cas.go.jp